

原単位の改善のための取組に関する状況【2024年度提出分(2023年度実績)】

コトブキ製紙株式会社
(KOTOBUKI PAPER CO.LTD.)

銘柄コード
法人番号 9290001007536

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
細分類 (申請事業)	1423	機械すき紙製造業
エネルギー管理統括者	【役職】 代表取締役社長 【氏名】 武藤泰輔	

エネルギー総使用量	487,413	GJ	11,892(12,575)	kℓ
前年度エネルギー総使用量			12,828	kℓ
非化石エネルギー総使用量	-	GJ	-	kℓ
調整後温室効果ガス排出量	28,736		t-CO ₂	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位※注 (2023年度実績)	-					原単位分母	-				
	主たる事業の構成割合					100.0	%				
事業者全体のエネルギー消費原単位 対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	103.7	97.2	93.7	103.4		
事業者全体の5年度間平均原単位変化(%)	99.4										

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方にに基づき各事業者が決定したものを示す。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	-					原単位分母	-				
DR実施日数	0										
事業者全体の電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	107.8	97.2	90.0	107.8		
事業者全体の5年度間平均原単位変化	100.4										

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	-
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	-
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	-
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	-
ベンチマーク指標の状況	-	-

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた隠蔽排出削減量等の量】

種別	合計量	
-	-	t-CO ₂
-	-	t-CO ₂
-	-	t-CO ₂
-	-	t-CO ₂

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	30.8%				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	30.4%				
目安設定業種	-				
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	-				
目安設定業種	-				
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	-				

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

--

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

<p>1. エネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギーの使用の合理化に対する目標:前年度エネルギー使用量の1%削減 目標に対する取組:熱効率の高い設備の導入や省エネルギー機器への更新を実施 取組みの成果:昨年度以外着実に効果が出ている 取組みが進まない事情:老朽設備の更新や暑さ対策による空調設備の増設 <p>2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 非化石エネルギーへの転換に対する目標:2030年度までに30.8% 目標に対する取組み:太陽光発電の検討 取組みの成果:まだ出ていない 取組みが進まない事情:事務所棟や工場建屋の老朽化による強度不安

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

<p>1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)</p> <p style="height: 50px;"></p> <p>2. 関連リンク</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--

(注意事項)
 ・赤枠囲み欄は必須記載です。
 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。